

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和5年5月8日(月) 午後1時30分～午後4時03分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、総合政策課課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題1：秦野市印鑑条例の一部を改正することについて	
担当部課等	戸籍住民課
説 明 者	くらし安心部長、戸籍住民課長、戸籍住民課課長代理(総合窓口担当)
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 国のサービス開始時期についてはどうか。 答. 本年12月までに開始予定とされているが、詳細な時期は未定である。</p> <p>問. マイナンバーカードの有効期限とスマートフォン用電子証明書の登録との関係はどのようか。 答. マイナンバーカードの失効と共にスマートフォン用電子証明書の登録も失効するため、カードを更新した場合は、新しく登録し直す必要がある。</p> <p>問. 更新手続きの問い合わせはどのように対応するのか。 答. スマートフォン用電子証明書に関する問い合わせについては、国のコールセンターを案内することとされている。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題2：秦野市スポーツ広場等整備指針の策定について	
担当部課等	スポーツ推進課
説 明 者	文化スポーツ部長、スポーツ推進課長、スポーツ推進課課長代理(スポーツ推進担当)、スポーツ推進課課長代理(スポーツ連携担当)

提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 各施設の整備の内容や時期の決定についての考えはどのようか。</p> <p>答. この指針は、市民団体等の要望、緊急度等を考慮して整備内容を検討し、整備時期を平準化するための目安として作成したものであり、各年度の整備の可否等については、個別事案として全庁的に判断していただきたいと考えている。</p>
会議結果	原案了承

議題3：「はだのスポーツビレッジ」の整備に向けた基本合意の締結について

担当部課等	スポーツ推進課
説明者	文化スポーツ部長、スポーツ推進課長、スポーツ推進課課長代理（スポーツ推進担当）、スポーツ推進課課長代理（スポーツ連携担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. この施設の主な利用者や活用方法についての考えはどうか。</p> <p>答. 公の施設として位置付け、市民の利用を主とするものである。湘南ベルマーレユースチームの練習を行うが、施設利用料の負担もあり、毎日使うこともない。施設は市民への貸出しのほか、子供向けサッカー教室の開催など、施設を拠点としたスポーツ事業の展開等も検討している。</p> <p>問. おおね公園のスポーツ広場は当初、天然芝だったが、利用が多く枯れてしまった。この施設は天然芝グラウンドで市民が十分に使用できるのか。</p> <p>答. NPO法人の関係事業者が近隣の施設で天然芝の管理を行っており、その活用により、天然芝の管理は問題がない。</p> <p>問. 企業版ふるさと納税を活用したいとしているが、施設整備費が不足した場合の費用負担はどのようか。</p> <p>答. 不足分は法人等の寄附者が負担することになる。</p> <p>問. 施設整備用地と農地法との関係はどうか。</p>

	<p>答. 関係機関とは、この用地が農業振興地域の整備に関する法律第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）に該当することを確認している。</p> <p>問. この事業の今後の進め方はどのようなか。</p> <p>答. 指摘事項を踏まえて検討の熟度を高め、基本合意の締結に向けて準備を進めたい。</p> <p>意見. 基本合意の締結については、これまでの指摘を全て整理した上で、改めて協議することとしたい。</p>
会 議 結 果	原案保留

議題4：保育所等における使用済み紙おむつの処分について

担当部課等	保育こども園課、環境資源対策課、教育総務課
説 明 者	こども健康部長、保育こども園課長、保育こども園課課長代理（保育・給付担当）、環境産業部長、環境資源対策課長、教育部長、教育総務課長
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 昨年10月時点では「園での処分を検討できない又は未回答」としていた3園について、現状はどのようなか。</p> <p>答. 現在は、3園とも園での処分を検討している。</p> <p>問. 使用済み紙おむつの計画収集の開始時期を本年10月から予定としているが、開始時期を前倒しすることは可能か。</p> <p>答. 保管用ゴミ箱の購入や保護者との調整、計画収集の調整などの準備に時間を要するため、予定どおり10月に開始することとしたい。</p> <p>問. 計画収集に関する調整事項等はどうか。</p> <p>答. 一般廃棄物の回収を市町村の責任で行うことは問題ないため、直営、委託ともに既存のルートで新しい収集場所を増やすよう調整している。ただし各園の状況によっては、既存の収集場所に出してもらった方がよい場合もあると思うので、これから調整していく。</p> <p>問. 幼稚園での対応についてはどうか。</p> <p>答. 幼稚園は量が少ないため、通常のごみと合わせて処分することで対応可能である。また、ゴミ箱の購入は既決の予算で対応可能である。</p>

会議結果	原案了承
------	------

議題5：放課後児童ホーム対象学年拡大の影響を踏まえた各児童ホームの運営体制等について

担当部課等	こども育成課
説明者	こども健康部長、こども育成課長、こども育成課課長代理（放課後児童担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 利用者数が40人を超えた場合の対応はどのようなか。 答. 常時全ての児童がいるわけではないため、状況に応じて弾力的に対応していく。また、上回る場合でも、民間を紹介するなどの対応を検討する。</p> <p>問. 出席率を7割と設定した理由は何か。 答. これまでの実績によるものである。令和4年度の実績は年間通じて6割程度の利用であった。</p> <p>問. 場所の確保に関する担当課と学校の調整状況はどうか。 答. 昨年と本年4月に学校の状況を確認したが、南小学校や鶴巻小学校については、現状も教室に余裕がない状況である。多くの学校では児童数が減少しているが、支援級の増加やセキュリティ等を考慮すると部屋数を増やすのは困難な状況にある。</p> <p>問. 入所取扱い基準は、国が作成しているのか。 答. 国ではなく各自治体が作成しており、保護者の労働時間、障害の有無、親の介護、児童の学年、一人親世帯の状況、税金の滞納状況等を定数化して入所を審査するのが一般的である。</p> <p>受け入れについては、4年生まではこれまでどおり希望者全員を受け入れることとし、5・6年生は入所事務取扱基準に基づき、優先順位の高い利用者から受け入れることとしたい。</p> <p>意見. 学校の現状を確認したうえで、教育委員会とともに適切な調整に努めること。</p>
会議結果	原案了承

議題6：秦野市電子地域通貨事業に関する基本方針を策定することについて

担当部課等	産業振興課
説明者	はだの魅力づくり担当部長、産業振興課長、産業振興課電子地域通貨担当課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 経済好循環条例は、どういった検討を進めているのか。 答. 市民や事業者の責務をうたい、電子地域通貨事業や秦野駅周辺のにぎわい創造も含め、皆で地域の経済を盛り上げていくための理念条例の策定を提案したいと考えている。</p>
会議結果	原案了承

議題7：秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

担当部課等	予防課
説明者	消防長、予防課長、予防課課長代理（予防危険物担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 市内の急速充電設備の設置数や全出力はどのようか。 答. 市内23箇所に設置されており、全出力はいずれも50キロワット以下である。 問. 市内で喫煙所を設置しているのは何店舗か。 答. 市内では3店舗である。 問. 条例改正後、新たに喫煙所を設置する場合は健康増進法と火災予防条例のどちらに基づき標識を設置することになるのか。 答. 健康増進法に基づき設置することとなる。</p>
会議結果	原案了承